

青森県環境影響評価条例の一部改正について

1 経緯

本県においては、「青森県環境影響評価条例」(平成11年12月青森県条例第56号)を制定し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続を定めることにより、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

今般、環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号)が令和8年4月1日から施行されることを踏まえ、条例においても知事が環境影響評価に係る書類等の公開を行うことができることとしました。また、海洋再生可能エネルギー発電事業に関する環境影響評価の手続の特例を定めることとしました。

2 改正の概要

(1) 環境影響評価に係る書類等の公開

知事は環境影響評価に係る書類等をインターネットの利用その他の方法により継続公開することができることとする。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。

(2) 認定公募占有計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業に関する特例

環境大臣が「海洋環境等調査方法書」を作成するため、国が指定する促進区域において事業を行う事業者については、青森県環境影響評価条例第二章第二節(方法書の作成等)は適用しない。

3 施行日

令和8年4月1日